

線量限度

国際放射線防護委員会（ICRP）勧告と国内法令の比較

		職業被ばく		公衆被ばく	
		国際放射線防護委員会（ICRP）2007年勧告	放射線障害の防止に関する法令（日本）平成24年3月時点	国際放射線防護委員会（ICRP）2007年勧告	放射線障害の防止に関する法令（日本）平成24年3月時点
実効線量の線量限度		定められた5年間の平均が20mSvいかなる1年も50mSvを超えるべきでない	勧告に同じ	1 mSv/年（例外的に5年間の平均が年当たり1 mSvを超えないければ、単一年に限度を超えることが許される場合がある）	線量限度の規定はない（事業所境界の線量限度、排気排水の基準は1 mSv/年を基に設定している）
等価線量限度の 線量限度	眼水晶体	150mSv/年	150mSv/年	15mSv/年	—
	皮膚	500mSv/年	500mSv/年	50mSv/年	—
	手先、足先	500mSv/年	—	—	—
職業人（女子の場合）の線量限度		妊娠の申告以降の妊娠期間に胎児の等価線量（子宮内被ばく）が1 mSvを超えないようにする	5 mSv/3か月 妊娠の事実を知った後、出産まで腹部表面の等価線量限度 2 mSv 内部被ばく 1 mSv	—	—
出典：国際放射線防護委員会（ICRP）2007年勧告 放射線障害の防止に関する法令（平成24年3月時点）より作成					
mSv：ミリシーベルト					

日本の現行法令には、まだ、国際放射線防護委員会（ICRP）の2007年勧告の取り入れは行われていませんが、線量限度については、2007年勧告と1990年勧告に大きな違いはないため、ほぼ2007年勧告と合致しています。なお、職業人女性の線量限度（5ミリシーベルト/3か月）のように、日本特有の線量限度も存在します。

本資料への収録日：平成25年3月31日

改訂日：平成27年3月31日